

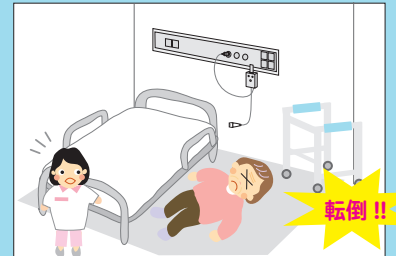


「転倒・転落事故の判例と判決のポイント」

転倒・転落事故は「事故を起こした本人に起因する所が大きい事故」ですが、時として訴訟に発展し、病院・施設が事故の責任を問われるケースがあります。今月号では、新聞や雑誌などから集めた判例を紹介したいと思います！

■ 問われる病院・高齢者施設の責任

転倒・転落事故が発生し、事故により骨折や死亡など重大な影響があった場合、訴訟に発展するケースがあります。これまでの判例では、病院・高齢者施設が事故の責任を問われ、賠償金の支払いを命じられる判決もあります。これは、患者や利用者を預かり、看護・介護にあたる専門職として、患者や利用者の安全に関する管理責任を求められるためだと思われます。以下に、転倒・転落事故が訴訟に至った4つのケースを紹介します。



ケース① 【イスからの転倒により死亡】

- 場所：病院
- 患者：77歳男性
- 患者の状態：脳梗塞で入院中。
- 事故の状況：
ベッドのシーツ交換の際、一時的にベッドサイドのパイプいすに座っていたが、発作が起きてイスから転倒。頭部を強打し、血腫のため後に死亡。
- 判決内容：
患者の観察を怠ったとして病院側の過失を認めた上で、転倒と死亡の因果関係もあるとして、慰謝料など約1100万円の支払いを命じる。
- 判決のポイント：
①発作が起きる可能性は予見できたか？
②患者の様子に十分に注意をしていたか？
③事故発生後の処置や対応は適切だったか？

ケース② 【床の水濡れにより転倒し、骨折】

- 場所：病院
- 患者：68歳男性
- 患者の状態：
食道がんで検査入院中。自立歩行可能で単独でトイレ行動が可能。
- 事故の状況：
深夜1時にトイレに行こうとして、トイレ出入口付近で床の水濡れにより、滑って転倒。大腿骨を骨折し、手術を行うも股関節に後遺症が残った。
- 判決内容：
病院側の過失はなかったとし、患者側の訴えを棄却。
- 判決のポイント：
①患者は事故前まで単独でトイレに行っており、転倒を予見する事は困難。
②床の水濡れは施設管理者の責任であるが、深夜1時という時間を考慮すると直ちに清掃などにより状態を回復する義務を生じない。

ケース③ 【トイレ介助を断られ、転倒して骨折】

- 場所：デイサービス
- 利用者：85歳女性
- 利用者の状態：常時、杖により歩行。
- 事故の状況：
スタッフがトイレ前まで付き添ったが、トイレ内の介助を拒否されたため、単独でトイレに入り、転倒し、大腿骨を骨折。
- 判決：
必要なトイレ介助を怠った過失があるとして、施設側に慰謝料など約1630万円の支払いを命じる。ただし介助を断った利用者にも過失があるとして3割を相殺する。
- 判決のポイント：
①単独でトイレに行った場合の転倒を予見できたか？
②たとえ介助を拒否されても、介助を受けない危険性と介助の必要性を専門的見地から説明し、意を尽くして説得したか？

ケース④ 【スタッフの待機指示に従わず歩行し、転倒して骨折】

- 場所：特別養護老人ホーム
- 利用者：82歳女性
- 利用者の状態：
視覚障害はあるものの意識ははっきりしており、意思疎通が可能。
- 事故の状況：
居室内で朝食を取るため、スタッフがイスに座らせて居室を離れた所、単独で歩行し、食堂付近で転倒し、骨折。
- 判決：
施設側の過失はなかったとし、利用者側の訴えを棄却。
- 判決のポイント：
①利用者との意思疎通は可能であり、スタッフの指示に反して単独で行動し、転倒する事を予見する事は困難であった。

出展：新聞記事、雑誌、判例検索情報より抜粋

4つの判例から見る判決のポイント

- 危険の予見可能性
* 事故に至る危険性を予見可能であったか？
- 事故の回避義務
* 危険性の程度に応じた事故の回避策が適正に実施されていたか？



事故を重大なトラブルにしないためのポイント

- 転倒リスクを考慮した看護計画を立て、看護記録をきちんと残す
- 本人の転倒リスクや事故が発生した時の対応を説明し、理解と承諾を得る
* 承諾書を得ておく事が望ましい
- 事故が発生した場合、本人・家族に誠実に対応する
* 専任の担当者が対応する事が望ましい



ある医療安全管理者との対談より引用